

IGF コードの統一解釈に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 GF 編

改正事項

IGF コードの統一解釈に関する事項

改正理由

近年、大気汚染防止対策に関する国際条約や地域規制に対応するため、船用燃料としてガス燃料を採用する船舶（以下、「ガス燃料船」という。）への関心が高まっている。これに対して IMO では、ガス燃料船の安全確保のため、その要件を定めた IGF コードが IMO 第 95 回海上安全委員会 (MSC95) において、IMO 決議 MSC.391(95) として採択されており、本会は既に同コードを本会規則に取り入れている。

一方 IACS は、IGF コードに規定される一部の要件について、その運用に際し、不明確な点を検討し、統一的な運用を図るための統一解釈（案）を 2017 年 9 月に開催された IMO 第 4 回貨物運送小委員会（CCC4）へ提出した。

審議の結果、同小委員会において当該統一解釈（案）は合意され、本年 5 月に開催された IMO 第 99 回海上安全委員会（MSC99）にて MSC.1/Circ.1591 として承認された。

このため、承認された MSC.1/Circ.1591 に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 液化天然ガス燃料タンクにおいて、IGF コードに規定される充填制限値よりも大きい充填制限値を認める条件を明確化した。
- (2) 防火構造上、「火災の危険性が高い区画」を明確化した。
- (3) 液化天然ガス燃料タンクのタンクコネクションスペースに設置されるビルジウェルの液面計として、液面レベルスイッチ（フロートスイッチ）が認められる旨明確化した。

改正条項

鋼船規則検査要領 GF 編 GF6.8, GF11.3.1, GF15.3